

第36回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年5月27日(水) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場二階大会議室

出席	欠席	農業委員	出席 7 名	欠席 2 名	農地利用最適化推進委員	出席 10 名・欠席 3 名
○1番	○6番	藤原 健祐		佐藤 良一	○刈谷 哲二	×邑田 昌平
○2番	○7番	植田 正和		横畠 悦子	○田村 克郎	○眞辺 忠志
×3番	○8番	森田 有紀		武石 悦雄	○田村 宮幸	○澤村 重隆
○4番	×9番	氏原 延		北添 正男	○森 正彦	○山口 修二
○5番		田村 公史			×野村 隆博	○伊藤 洋章

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩 会計年度任用職員： 大原 彰子

日程	日程	第 1 開	会
	同 第 2	議事録署名委員選任	
	同 第 3	報	告
	同 第 4	議	事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 5 条に関する件

第 3 号議案 非農地証明願に関する件

第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

第 5 号議案 令和 2 年度農業者年金加入推進計画に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（田村会長職務代理）

定刻となりましたので、これより第36回農業委員会定例総会を開会します。

本日は3番 森田 有紀 委員と 9番 北添 正男 委員、農地利用最適化推進委員の 邑田 昌平 委員、野村 隆博 委員、織田 敦全 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、2番 植田 正和 委員と 6番 佐藤 良一 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、先ほど会長からも話がありましたように新型コロナウイルスの感染予防の観点から、当初開催予定でした会議等が中止になったことなどから、本日の定例総会しか開催されていません。

つづきまして、報告事項2. 賃貸借権解約届3件について報告します。

1番は所有者がムロハラの■■■■さん。耕作者がムロハラの■■■■さん。土地の所在が字ムロハラ■■■■番、地目は田で、面積は834㎡。受付日は令和2年5月8日。解約日は令和2年5月1日になっています。契約内容は利用権設定です。

2番は所有者が東組の■■■■さん。耕作者が高知市の■■■■さん。土地の所在が東組字三ツ木■■■■他1筆で、地目は田、面積は合計で1,287㎡。受付日は令和2年4月15日。解約日は令和2年1月5日になっています。契約内容は利用権設定です。

3番は所有者が本郷耕の■■■■さん。耕作者は西山耕の■■■■さん。土地の所在が西山字貳反田■■■■

■■■■、地目は田で、面積は1, 530㎡。受付日は令和2年5月15日。解約日は平成29年2月1日になっています。契約内容は利用権設定です。

つづきまして、報告事項3. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書5件について報告します。

52番は届出人が乙の■■■■さん。土地の所在が字生立山■■■■他4筆、地目は畑で、面積は合計で13, 725㎡。受付日・受理日ともに令和2年4月21日で、登記原因は昭和62年5月5日の相続です。

53番は届出人が須崎市の■■■■さん。土地の所在が字中島■■■■他1筆、地目は畑で、面積は合計で131㎡。受付日・受理日ともに令和2年4月22日で、登記原因は平成9年11月30日の相続です。

54番は届出人が南国市の■■■■さん。土地の所在が字岩谷■■■■、地目は畑で、面積は233㎡。受理日・受付日ともに令和2年4月27日で、登記原因は平成26年7月24日の相続です。

55番は届出人が本郷耕の■■■■さん。土地の所在が本郷字神母■■■■、地目は田で、面積は120㎡。受理日・受付日ともに令和2年4月30日で、登記原因は昭和60年1月30日の■■■■さんへの相続。その後の平成26年5月13日の相続です。

56番は届出人が四万十町の■■■■さん。土地の所在が本郷字甕岩■■■■他1筆で、地目は田と畑、面積は合計で2, 602㎡。受理日・受付日ともに令和2年5月12日で登記原因は令和2年1月28日の相続です。

つづきまして、報告事項4. 許可外転用届1件について報告します。

届出地区は黒岩で、届出人が■■■■さん。土地の所在が黒原字西ノ岡■■■■、地目は田で、面積は318㎡。農業用倉庫の建築とのことです。

以上で報告を終わります。

議長（田村会長職務代理）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

山口推進委員

申請地は■■■■■にあり、■■■■■より北へ300m上がったところにあり、北側は道路、南側は畑、東側は道路、西側は自分の耕作地で、関係者の承諾も得ており、排水や進入路についても特に問題ありません。

議長（田村会長職務代理）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

それでは、これで報告を終わります。続きまして、農地法第3条に関する件を議案とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件3件を説明します。

3番は譲渡人が永野の■■■■■さん、譲受人が土佐市の■■■■■さん。土地は永野字響メキ■■■■■他5筆で、地目は田5筆畑1筆、面積は合計で3,971㎡。譲渡理由は贈与ですが■■■■■以外は譲渡人の持分である1/2についての贈与となっています。

4番は譲渡人が室原の■■■■■さん、譲受人が室原の■■■■■さん。土地は字ムロハラ■■■■■、地目

は田で、面積は834㎡。譲渡理由は売買です。

5番は譲渡人が四万十町の■■■■さん、譲受人が本郷耕の■■■■さん。土地は本郷字甕岩■■■■
■■■■他1筆で、地目は田と畑、面積は合計で2,602㎡。譲渡理由は贈与です。

申請のあった3人の譲受人とも下限面積はみたしており、全て行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

議長（田村会長職務代理）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

5番田村会長職務代理

3番について報告します。申請地は■■■■にあり、■■■■集会所の西約200mの田及び畑です。譲受人は草花等を栽培する兼業農家で、申請地では草花及び米を栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件についても問題ありません。
なお、親子間での贈与になります。

田村克郎推進委員

4番について報告します。申請地は■■■■にあり、■■■■公民館より北東に100mのところで、譲受人の家の東隣になります。申請地の現在の状況はトラクターで代掻きをした状態で、今後は水稻を栽培していく予定です。譲受人は公務員を務めながらの兼業農家で、農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件についても問題ありません。

6番佐藤委員

5番について報告します。申請地は西山耕の■■■■にあり、現在の状態は水稻を植える状態です。また、畑は譲受人の家の上、100mくらいにあり、現在は栗が植えられています。譲渡人は遠くに

ために耕作が出来ないので、親戚関係である譲受人に所有権の移転をするもので、譲渡を受けた土地は今までのように田は水稻を、畑は栗を栽培するそうです。地域との調和要件も問題ありません。

議長（田村会長職務代理）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（田村会長職務代理）

賛成全員。よって、第１号議案は全て申請のとおり決定しました。続きまして第２号議案農地法第５条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第２号議案農地法第５条に関する件３件について説明します。

３番は譲渡人が千葉県の■■■■さん、高知市の■■■■さん、高知市の■■■■さん。譲受人が大阪府の■■■■さん。申請地は字古家■■■■他２筆で、地目は田で、面積は合計で８７３㎡。転用目的は太陽光発電施設の設置で、代理人が行政書士の山本昌男さんです。

4番は譲渡人が乙の[]さん、譲受人が古畑耕の[]さん。申請地は東組字大ガエチ[]で、地目は田、面積は322㎡。転用目的は自己住宅の建築で、代理人が行政書士の田中勇さんです。

5番は譲渡人が乙の[]さん、譲受人が乙の[]さんと古畑耕の[]さん。申請地は東組字大ガエチ[]で、地目は田、面積は186㎡。転用目的は自己住宅への進入路で、[]さんが持分5/6、[]さんが持分1/6の所有権移転となります。代理人が行政書士の田中勇さんです。

説明は以上です。

議長（田村会長職務代理）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

1番藤原委員

3番について報告します。申請地は[]にあり、[]より南へ500mくらいの所にあり東側は宅地、西側も宅地、南側は道路と宅地、北側は河川と道路で、関係者の承諾はいりません。また、排水設備にも問題なく、進入路も確保でき、書類上は何も問題ありません。

眞辺推進委員

4番について報告します。申請地は[]にあり、[]の下流約20mの左岸です。住宅建設予定地の北側は町道、東側は自己住宅の進入予定地、南側は譲渡人所有の荒れ地、西側は住宅となり、関係者の承諾も得ており、排水や日照についても影響がなく、特に問題ありません。

続きまして、5番について説明します。申請地は4番の申請地の東になり、住宅建設予定に伴う進入路です。北側は町道、西側は住宅建設予定地、その他周囲は譲渡人所有の荒れ地になっており、問題ありません。

議長（田村会長職務代理）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（田村会長職務代理）

賛成全員。よって、第2号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。続きまして、第3号議案非農地証明願に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案非農地証明願1件について説明します。

申請者は■■■■■さんの代表相続人である、高知市の■■■■■さん。土地の表示は古畑字クロイシヤシキ■■■■■で、登記地目は畑、面積は706㎡。申請の理由は1950年頃果樹を栽培。年月を追って竹の侵入が著しく、管理者の多忙も極み、現状は竹林となっているためです。■■■■■
■■■■■さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（田村会長職務代理）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

澤村推進委員

申請地は[]内に位置し、長年管理もされていない状態で、また管理者も多忙で現在は竹林となっている。佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第6条第5項に該当しており、非農地証明をしても問題ありません。

議長（田村会長職務代理）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（田村会長職務代理）

賛成全員。よって、第3号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。続きまして、第4号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案について説明します。

85番は利用権を設定する者が高知市の[]さん、利用権の設定を受ける者が本郷耕の[]さん。利用権を設定する土地は本郷字堂ノ前[]、地目は田で、面積は1,012㎡。令和2年6

1日から7年12月31日までの5年7ヶ月の使用貸借権の新規設定です。水稻を作るとのことです。

86番は利用権を設定する者が永野の[]さん、利用権の設定を受ける者が東組の[]。利用権を設定する土地は永野字襟野々[]、地目は田で、面積は2,148㎡。令和2年6月1日から令和5年3月31日までの2年10ヶ月の使用貸借権の新規設定です。水稻を作るとのことです。

87番は利用権の設定をする者が[]さんの相続人代表である本郷耕の[]さん、利用権の設定を受ける者が西山耕の[]さん。利用権を設定する土地は西山字貳反田[]、地目は田で、面積は1,530㎡。令和2年6月1日から令和3年5月31日までの1年間の賃貸借権の新規設定です。ニラを作るとのことです。

88番は利用権の設定をする者が乙の[]さん、利用権の設定を受ける者が高知市の[]さん。利用権を設定する土地は字岩谷[]他1筆、地目は畑で、面積は合計で1,070㎡。令和2年6月1日から令和7年5月31日までの5年間の賃貸借権の新規設定です。ピーマンを作るとのことです。

89番は利用権の設定をする者が[]さんの相続人代表である乙の[]さん、利用権の設定を受ける者が乙の[]さん。利用権を設定する土地は字中河内[]で、地目は田、面積は1,465㎡。令和2年6月1日から令和7年5月31日までの5年間の賃貸借権の再設定です。ニラを作るとのことです。

なお、85番については、書類を3月末に事務局が受け取っていましたが、引き継ぎの際にうまく引き継ぎが出来ずに、5月頭の貸付人からの電話でそのミスが発覚した案件となっています。

説明は以上です。

議長（田村会長職務代理）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

6 番佐藤委員

85 番について報告します。申請地は本郷耕の■■■■■にあり、■■■■■を渡り南に 100 m くらい行ったところが申請地です。現在の状況は水稻を植えるように準備した状況です。借受人は水稻専業農家で、借り受けた土地は水稻を栽培するそうです。機械等も十分に備えており、経営状況も良く、また地域の調和要件も満たしており、問題ありません。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていますので、何も問題はありません。

眞辺推進委員

86 番について報告します。申請地は■■■■■の南東約 100 m の水田で、昨年まで稲作を行っていた所です。借受人は■■■■■で、申請地では飼料米を栽培するとのこと。農機具類も所有し、地域との調和要件も満たしており問題ありません。

8 番佐藤委員

87 番について報告します。申請地は■■■■■にあり、借受人のハウスの隣側が申請地です。現在の状況はニラが栽培されている状態です。借受人はニラ専業農家で、これからもニラを栽培するそうです。経営状況も良く、機械等も十分に備えており、また地域との調和要件も全て満たしており、問題ありません。事務局の説明どおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていますので、何も問題ありません。

田村宮幸推進委員

88 番について報告します。申請地は■■■■■にあり、県道■■■■■線、■■■■■線、■■■■■線の三叉路西側に接している土地で、借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、申請地ではピーマンを

耕作する予定とのことでした。農機具も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件についても問題ありません。

田村克郎推進委員

89番について報告します。申請地は[REDACTED]にあり、西の端の集落の境より150mのところ、借受人の家の前になります。申請地の現在の状況は露地ニラが植え付けられた状態で、今後もニラを栽培していく予定です。借受人はニラを栽培する専業農家で、農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（田村会長職務代理）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

質問等がありませんので、お諮りします。第4号議案について申請のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（田村会長職務代理）

賛成全員。よって、第4号議案は全て申請のとおり決定することに決しました。続きまして、第5号議案令和2年度農業者年金加入推進計画に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

例年4月に検討していた推進計画ですが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、先月話し合いが

出来なかったため、今月となりました。とりあえず、お手元に配付の資料のとおり、昨年の計画を参考に作成してみましたので、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

議長（田村会長職務代理）

それでは、推進計画について何か意見はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

質問等がありませんので、お諮りします。第5号議案について事務局の提案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（田村会長職務代理）

賛成全員。よって、第5号議案は事務局の提案のとおり決定することに決しました。
その他、何かありません。

【委員、事務局とも特になし】

議長（田村会長職務代理）

それでは、以上をもちまして、第37回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は6月26日、金曜日、午後1時30分から佐川町商工会館2階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
